



文字 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 特大

☐ サイト内検索 ☐ ウェブ

☐ メールマガジン ☐ モバイル中小企業庁 ☐ ご意見

[トップページ](#) [中小企業庁について](#) [中小企業憲章・法令](#) [公募・情報公開](#) [審議会・研究会](#) [予算](#) [金融サポート](#) [白書・統計情報](#)

[トップページ](#) ▶ [経営サポート](#) ▶ [ものづくり中小企業支援](#)

平成24年度予算に係る戦略的基盤技術高度化支援事業の 事前予告について

平成24年3月2日



1.制度の目的

この事業は、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の技術分野(※現在の20分野に新たに2分野の追加を予定しており、4月改正予定。現在、パブリックコメント実施中。)の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数の中小企業者、最終製品製造業者や研究機関(大学、公設試験等)が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援いたします。

2.応募対象事業

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法(以下「法」という。)第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」(以下「高度化指針」という。)(※4月改正予定。現在、パブリックコメント実施中。)に沿って策定され、新たに法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画(以下「法認定計画」という。)を基本とした研究開発等の事業になります。

- 法に基づく認定を受けていない場合は、各経済産業局等(連絡先等はこちら)に法認定計画の申請を行う必要があります。改正前の高度化指針に沿った認定計画申請を行う場合は、できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。

※改正日以降は、改正後の高度化指針に沿った法認定計画の申請を行っていただくこととなりますので、ご注意願います。

- 「認定申請の方法」・「認定を受けた研究開発への支援策」については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

- 平成23年5月31日以前に当初の認定を受けた法認定計画については、応募の対象となりません。

3.応募対象者

○法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。ただし、中小企業1社が事業管理機関及び研究実施機関を兼ねることも制度上可能です。
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

○共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下「法認定事業者」)及び協力者を全て含む必要があります。

○この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理(知的所有権を含む)等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

4.研究開発期間と研究開発費規模

○研究開発期間:2年度又は3年度

○研究開発費規模(上限額):平成24年度(平成25年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計が、4,500万円以下。

※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	研究開発費
2年度目	初年度の契約額の2/3以内
3年度目	初年度の契約額の半額以内

5.公募期間

平成24年4月中旬～6月中旬(2ヶ月間)(予定)

6.採択想定件数

130件程度

※上記件数は、現時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。

お問い合わせ先

(1)中小企業庁経営支援部創業・技術課

担当者:根津、徳山

電話:03-3501-1816(直通)

(2)担当経済産業局(ご相談先・提案書の提出先)

名称及び担当課	所在地等	所轄する 都道府県名
北海道経済産業局 〒060-0808		北海道
地域経済部	札幌市北区北8条西2丁目	
製造産業課	札幌第1合同庁舎	
	電話:011-709-1784	
東北経済産業局 〒980-8403		青森、岩手、宮城
地域経済部	仙台市青葉区本町3-3-1	秋田、山形、福島

情報・製造産業課 産業技術課	仙台第1合同庁舎 法認定の申請:情報・製造産業課 電話:022-221-4903 提案書の提出:産業技術課 電話:022-221-4897	
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話:048-600-0307	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡 愛知、岐阜、三重 富山、石川
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話:052-951-2724	
近畿経済産業局 産業部 製造産業課 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 電話:06-6966-6022	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話:082-224-5684	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 法認定の申請:製造産業課 電話:087-811-8520 提案書の提出:産業技術課 電話:087-811-8518	徳島、香川、愛媛 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 電話:092-482-5464	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話:098-866-1730	沖縄